

国立天文台科学戦略委員会 諮問事項

2024.11.14 国立天文台運営会議

国立天文台科学戦略委員会規則に記されている本委員会の任務を以下に記す。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 国立天文台のサイエンスロードマップ
- 二 国立天文台のサイエンスロードマップの実施計画
- 三 大型装置の共同利用を中心とした運用方針(国立天文台科学諮問委員会の所掌分は除く)
- 四 その他、国立天文台の科学戦略に関すること

これに従い、本委員会の今期の諮問事項を以下に記す。

1. 国立天文台のサイエンスロードマップ
国立天文台運営会議の下に設置されたサイエンスロードマップ策定委員会の母体として、国立天文台の将来シンポジウムの開催・運営を行い、日本の天文学の中長期的視点から国立天文台における中長期でのサイエンスロードマップおよび将来計画を議論する場をコミュニティに提供するとともに、第5期中期計画期(2028年度～2033年度)における国立天文台サイエンスロードマップ策定に協力する。
2. 国立天文台実施計画について
策定されたサイエンスロードマップから国立天文台の実施計画を策定する手続きについて審議し、国立天文台へ意見を具申する。また、その手続きの中でコミュニティへの説明やフィードバックをどう取り入れるかについて助言する。
3. 大型装置の共同利用を中心とした運用方針に関して(科学諮問委員会が設置されている大型装置を除く)、コミュニティ等からの要望も踏まえ、専門的な検討や特定の調査が必要となる場合、ワーキンググループを設置して対応する。
4. 必要に応じ、運営会議および本委員会が適切と考える事項について、審議、提言を行う。

注：サイエンスロードマップ策定委員会は、今期科学戦略委員会委員、運営会議委員若干名、その他有識者から構成される。

以上